

個 人 質 問

議会事務局
処 理 欄

令和8年2月10日 15時42分 受付
質 問 順 位 第 8 番

武豊町議会議長 石川よしはる 殿

武豊町議会議員 松本 万之

一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和8年第1回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質 問 事 項

質問の要旨(具体的にご記入願います)

1. 住宅地空き
地の雑草繁茂問
題について

【趣旨説明】近年は全国的になりますが少子高齢化が著しく進んできて、そのため後継者がいない世帯などが増加してきており、その結果空き家のままになったりし、または住宅街の中には管理が行き届かない不十分な空き地が増えている状況もあります。

又、土地を相続したものの特に使い道がなく、そのまま手を入れずに放置されている場合も見受けます。

このように空き地での適切な管理を行わずに放置し続けると、雑草繁茂状態となり、いずれは近隣住民への迷惑でトラブルへと発展しかねないため、注意が必要となってきます。

空き地に雑草が生い茂ったりしてくると害獣や害虫が発生し、近隣の方への被害を与えた場合は損害賠償を請求されたりします。

他にこの様に雑草が生い茂ってきた空き地で起こりうる事はゴミを不法投棄されやすくなったりして秩序のない場所にもなり、衛生上の観点からも有害な状況を生み出したり、更には枯れ草の場合は不審火やたばこなどの不始末によって火災が発生してしまうリスクも多いと考えます。

全国的にこの問題は各市町村で出てきてはいますが、本町はこの問題についてどうお考えなのか、何が最善策なのかを踏まえ、以下の質問をします。

【質問事項】

- ① このような住宅地での雑草繁茂問題に関して、直近の5年間で問い合わせは何件あるか
- ② 雑草に関しては土地所有者としての努力義務と考えるが、管理がなかなか出来ない土地所有者からの相談ではどのような具体的なアドバイスをされているか
- ③ 雑草繁茂状態の土地所有者への注意喚起はきちんとされていて、その注意喚起に応じていただけない所有者への対応はどのようにされているのか
- ④ 土地所有者が不明で連絡がつかないなどの場合は、行政代執行として雑草の刈り取り作業を行っていただけるのか
- ⑤ 武豊町環境保全条例第50条 土地の占有者は、その土地に樹木等を植栽し、緑化の推進に努めるとともに、自然環境を破壊するおそれのある行為を行わないようにしなければならないとあるが、何年も変化が無い場合は、区や常会単位で独自に対策を取ってもよいのか
- ⑥ 個人や区（区長）からの要望を受け、現地確認へ赴き判断されると考えますが、要望を出された依頼者への返答（進捗状況等）はきちんとされているか